

## 令和4年度 第3回 栃木支部評議会議事概要報告

開催日	令和5年1月13日（金） 14:00～15:40
開催場所	コンセーレ アイリスホール
出席議員	荒牧評議員、岡崎評議員、小田林評議員、小坂評議員、白土評議員、山本評議員、 （五十音順）
議題	<p>議題1. 令和5年度保険料率について</p> <p>議題2. 令和5年度栃木支部事業計画（案）及び保険者機能強化予算（案）について</p> <p>議題3. その他</p>
議事概要 （主な意見等）	<p>※冒頭に評議員の互選により、議長を選出。併せて、議長より議長代理を指名。</p> <p>各議題につき、事務局より資料に基づき説明。</p> <p><b>議題1. 令和5年度保険料率について</b></p> <p>（事業主代表 A）</p> <p>保険料率は、インセンティブ制度の結果が反映されると認識しているが、令和3年度の実績において、「特定保健指導の実施率」の順位が令和2年度の実績と比べて大きく下がっている。これは評価指標の変更が原因か。</p> <p>→【支部の回答】</p> <p>評価指標は変更されていない。インセンティブ制度の結果については、前年度からの伸び率が影響するため、前年度の実績が高かった場合、連続して高い順位を維持するのは難しいと考える。</p> <p>「特定保健指導の実施率」については、集計対象期間の都合上、令和3年度に実施した保健指導の一部が、令和4年度の実績に含まれたことも一因と考えられる。また、「後発医薬品の使用割合」については、前年度からの伸び率による影響に加え、後発医薬品メーカーの不祥事などによる一部後発医薬品の供給不足により、全体の伸び率が抑えられた可能性も考えられる。</p> <p>（事業主代表 A）</p> <p>数値の減少は集計タイミングの問題であり、実際の数値が大きく減少したわけではないという解釈でよろしいか。</p> <p>令和3年度の栃木支部の総合順位は、インセンティブ制度の評価指標の見直し後は、減算対象となるかどうかのラインだと思ふ。栃木支部事業の成果が保険料率に繋がると思ふので、これまで同様、減算対象になるよう努めてもらいたい。</p> <p>→【支部の回答】</p> <p>ご認識のとおりである。また、支部保険料率は各都道府県支部の医療費が連動しているため、コロナ禍において医療給付費が大きく減った支部では、医療費が回復した部分が保険料率の増加としてリ</p>

## 機密性 1

バウンドのような形で現れている。栃木支部においては医療費が年々増加していることに加え、高額医薬品の収載等も保険料率上昇の大きな要因となっていると考える。現在、医療費増加の要因を分析中であるが、入院・外来別や業種別等の詳細なデータ分析を実施し、有効な対策を講じていきたい。

(学識経験者 A)

保険料率増加の要因について分析中ということだが、来年度の栃木支部の保険料率 9.96% は、栃木支部では過去 1 番高い料率である。令和 6 年度も仮に令和 5 年度と同じ増加幅であった場合、10% を超えるため、原因の究明と対策は非常に重要。全国的な増減要因もあると思うが、栃木支部特有の要因を把握することが重要であると考えます。

→【支部の回答】

加入者の健康増進を図り、医療費適正化を図ることが、協会けんぽとして大きな役割であると思う。医療費適正化を進めていく上で、栃木支部独自の傾向を追求していき、インセンティブの減算率についても、減算幅を拡大できるように取り組んでいきたい。

(議長)

栃木支部の令和 5 年度保険料率を 9.96% とすることについて、承認することとしてよろしいか。

(全員)

異議なし。

(議長)

事務局においては、評議会における意見を踏まえ、理事長に対して支部長意見の提出をしてください。

## 議題 2. 令和 5 年度栃木支部事業計画（案）及び保険者機能強化予算（案）について

(事業主代表 B)

「乳幼児世帯向け医療費適正化のための情報提供」事業について、新生児を扶養している被保険者を対象とした理由と情報提供冊子の送付時期を教えてください。

→【支部の回答】

新生児を扶養している被保険者を対象とした理由は、子供が医療機関にかかる機会が増えはじめる時期に、親世代へ情報提供を行うことで、医療費適正化の理解促進を図るため。送付時期は、新生児が扶養となったタイミングを確認し、後日送付している。

(事業主代表 B)

自身の経験を申し上げますと、新生児が産まれてすぐは非常に慌ただしく、行政からも大量に資料を貰うため、全てに目を通す余裕がない。情報提供冊子をいただけるのはありがたいが、送付時期を考慮してもいいかもしれない。

→【支部の回答】

意見を踏まえ、検討したい。

(被保険者代表 A)

資料の中で柔道整復の不正請求を抑制する取組が説明されていたが、柔道整復における不正請求は実際にどれくらい発生しているのか。

→【支部の回答】

ほとんどの柔道整復師は適正な請求をしているが、一部で施術日数や施術部位の水増しと思われる請求が見受けられる。柔整審査会や加入者に対する施術内容の文書照会等を実施し、栃木支部では施術箇所 3 部位以上かつ月 15 日以上の施術の申請割合は年々減少している。今後も引き続き現金給付適正化の推進を図りたい。

(被保険者代表 B)

県内外の柔道整復師の所属団体等に関わらず、一律同じ柔整審査会で審査を行うのか。

→【支部の回答】

ご認識のとおりである。

(被保険者代表 B)

事業所から社員に対して後発医薬品の使用促進をするためのツール等があれば教えてほしい。

→【支部の回答】

健康保険委員向けにジェネリック医薬品の Q&A を配布しているが、より効果的なツールの導入を検討したい。

(学識経験者 A)

「小学生向け医療費適正化等の情報提供」事業を実施した反響を教えてほしい。

→【支部の回答】

今年度初めて実施する事業であり、栃木県教育委員会及び対象市町教育委員会からは事業実施の承諾を得ているが、現在準備中の段階。実施結果等については、今後の評議会で報告させていただく予定としている。

機密性 1

(議長)

令和5年度の栃木支部事業計画及び保険者機能強化予算について、事務局案を承認することとしてよろしいか。

(全員)

異議なし。

**議題3. その他**

※報告・説明事項

特記事項

特になし

・次回、令和5年3月に開催予定。